



広報

こざがわ

6



ハツチョウトンボ見つかったかな?
(ハツチョウトンボ観察会の様子)

特集

2~4ページ 防災気象情報に注意!
早めの防災対策・避難行動を行いましょう

防災気象情報に注意! 早めの防災対策・避難行動を行いましょう



初夏から秋にかけては、台風や前線の影響で、大雨や洪水・暴風等による自然災害が発生しやすい季節です。気象庁や町などでは、皆さんのが早めの避難などの防災行動をとることができるように、様々な「防災気象情報」を発表しています。時間を追つて

段階的に発表される「注意報」や「警報」

などの防災気象情報を有効に活用し、早めの防災行動をとるようにしましょう。

そのような「自助」のために役立つのが、気象庁が発表している気象警報や注意報などの「防災気象情報」です。皆さんのが早めの防災行動をとれるよう、気象庁は大雨や台風などに関する防災気象情報を随時提供しています。

気象警報を発表するような激しい現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶ恐れがあります。そうした現象が予想される数日前から、気象庁では、「警報級の可能性」や「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて「注意報」「警報」「特別警報」を段階的に発表しています。

警報級の可能性
警報が出されるかもしれないということを5日前から事前に発表します。

注意報

災害が起ころる恐れがあることを注意します。

警報

重大な災害が起ころる恐れがあることを警告します。

記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した場合に発表します。この情報が発表された地域では、土砂災害や浸水害、河川の洪水の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味します。

1 気象情報

災害から身を守るために、国や県、町等が行う対策「公助」だけでなく、私たち一人一人の「自助」として、常に災害に対する備えをしておく・危険を感じたら早めに避難するなど、自らの命を守るための防災行動を起こすことが重要です。

「防災気象情報」を活用し、災害への備えを!

警報や注意報の発表に先立って注意・警戒を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過や予想等を解説します。

避難のタイミング

警戒レベル3…高齢者等避難 警戒レベル4…全員避難

早め早めの避難をお願いします。

平成30年の西日本豪雨で防災情報が必ずしも避難行動に繋がらなかつた教訓から、政府が危険度の高まりに応じて住民に避難のタイミングを示す「警戒レベル」を導入しました。防災情報を5段階の警戒レベルに分け、とるべき行動を明示しています。和歌山県では、6月10日から運用を開始しています。

警戒 レベル	避難情報等	とるべき行動	〈防災気象情報〉 警戒レベル相当情報
5	災害発生情報 市町村が発令	命を守る最善の行動 既に災害が発生している状況であり、直ちに身を守る行動をとってください。	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
4	避難指示（緊急） 避難勧告 市町村が発令	避難 速やかに避難場所等に避難するか、直ちに身を守る行動をとってください。	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
3	避難準備・高齢者等 避難開始 市町村が発令	高齢者等は避難 避難に時間がかかる方（高齢者や障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
2	大雨注意報 洪水注意報 等 気象庁が発表	避難行動の確認 避難に備えて、避難場所や経路を確認しましょう。	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
1	警報級の可能性 気象庁が発表	災害への心構えを高める 防災気象情報などの最新情報に注意しましょう。	

※気象庁の発表や河川予報などの情報で、町からの発表時期が異なる場合もあります。

気象庁、国土交通省、都道府県が発表

わられる建物に移動します。
建物や川沿いでない建物など、安全と思
なればなりません。避難場所までの移
動が危険な場合は、最上階が浸水しない
危険性が非常に高まり、直ちに避難し
なければなりません。避難場所までの移
動が危険な場合は、最上階が浸水しない
建物や川沿いでない建物など、安全と思

避難指示（緊急）

避難勧告：対象地域の全員が速やかに避難しなければなりません。

避難準備・高齢者等避難開始：避難に時間を要する高齢者や障害のある方、乳幼児やその支援者等は、避難を開始しなければなりません。

2 町が発表する情報

大雨警報（土砂災害）が発表される状況で、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となつた場合に発表します。気象庁と都道府県が共同で発表し、市町村が発表する避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。

土砂災害警戒情報

予想される現象が特に異常であり、重大な災害が起ころる恐れが著しく大きいことを示します。

特別警報



Information

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更されます

和歌山県後期高齢者医療制度の保険料軽減措置が変更されます。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額（45,812円）と、被保険者の所得に応じて決まる所得割額（8.80%）の合計額です。世帯の所得が低い方に対する均等割額の軽減措置が次の表のとおり変更されます。

また、均等割額の5割軽減、2割軽減の対象が拡大されます。令和元年度保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

問い合わせ先

役場住民生活課 ☎ 72-0180

和歌山県後期高齢者医療広域連合

☎ 073-428-66688

年 度	低所得者 均等割額軽減	元被扶養者 均等割額軽減
平成30年度	9割軽減	5割軽減
令和元年度	8割軽減 (資格取得後 2年間)	5割軽減

「プレミアム付商品券」取扱店舗を募集します

10月から予定されている消費税率の引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、非課税者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の販売を行います。

つきましては、商品券を利用できる取扱店舗を募集いたしますので、是非ご登録ください。

〈参加資格〉

古座川町内に事業所又は店舗がある飲食・小売・サービス事業者。詳細は「取扱店舗募集要項」をご確認ください。

〈申込期限〉 令和元年7月31日

〈申込方法〉

「取扱店舗募集要項」をご確認いただき、申込書に必要事項を記入の上、申込期限までに役場地域振興課または各出張所まで提出してください。

〈商品券利用期間〉

令和元年10月1日～令和2年3月31日

※「取扱店舗募集要項」及び申込書は役場ホームページよりダウンロードいただき、役場及び各出張所に備え付けてあるものをご利用ください。

犬の飼い方について

犬を飼われている方は、左記のことをお守りいただくようお願いいたします。

○犬の放し飼いはしない

犬のかみつき事故のほとんどは放し飼いにより起こっています。また迷い犬の原因にもなりますので、犬はつないで飼うようにしてください。（和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例第9条で義務づけられています）。

○排せつ物の適切な処理を

公園、道路など公共の場所や他人の土地を、排せつ物で汚さないようにしてください。散歩中のフンは持ち帰つてください。また、ご自身の敷地内であっても、常に清潔を維持し、悪臭などの発生を防止してください。

【住民生活課 住民班】



【住民生活課 税務班】

【地域振興課 農林水産班】

お知らせと情報

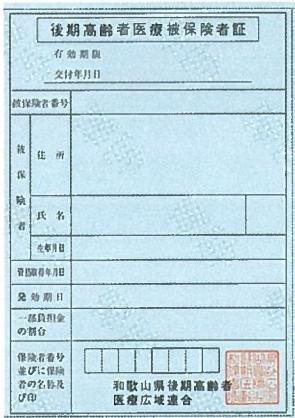
後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「みず色」から「うすいオレンジ色」に変わります

令和元（平成31）年7月31日の有効期限満了に伴い、被保険者証（以下、「保険証」）を更新します。新しい保険証は『うすいオレンジ色』です。7月初旬頃から順次郵送（簡易書留・特定記録）する予定です。

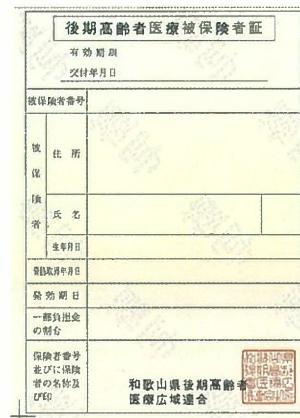
今回お届けする『うすいオレンジ色』の保険証は7月1日から使用できます。それが届くまでは現在お持ちの「みず色」の保険証をご利用ください。

（「みず色」の保険証は8月1日以降利用できません。）

○現在お持ちの保険証「みず色」について
新しい保険証『うすいオレンジ色』がお手元に届き次第、「みず色」の保険証は、役場住民生活課にお越しいただいた際にご返却いただなか、ご自身で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。



←現在の保険証「みず色」
※8月1日以降使用不可



←新しい保険証『うすいオレンジ色』

（例）今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合：「3割（令和元年7月31日までは1割）」と表示されます。

※令和元年度住民税の課税所得により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。（住民税の課税所得が145万円以上の被保険者のいる世帯の方は、一部負担金の割合が3割となります。）

町税等の納期限

税目	期別	納期限
固定資産税	第2期	令和元年7月31日
国民健康保険税	第1期	
介護保険料	第4期	
後期高齢者医療保険料	第1期	
町県民税	第2期	令和元年9月2日
国民健康保険税	第2期	
介護保険料	第5期	
後期高齢者医療保険料	第2期	

【住民生活課 税務班】





長杯グラウンド・ゴルフ大会

6月10日、池野山公園において、令和元年度町長杯グラウンド・ゴルフ大会を開催しました。

当日は、悪天候のため、一部競技内容に変更がありました。68名の方々が参加し、プレーを楽しみました。

上位入賞者の他にも、飛び賞やブービー賞等、たくさん賞品も用意していますので、初心者の方でもぜひ参加いただければと思っています。

【教育課 教育班】



大会の様子



長連合会総会開催

4月23日、保健福祉センターで区長連合会総会が開催されました。

総会は、区長間の親睦を深め、官民間での円滑な意思疎通を図るために毎年開催されています。今年は、区長連合会長に後美伸さん(中崎区長)、同副会長に塩崎貴之さん(高池下部区長)が選出されました。新年度の各課の重点事項説明、質疑応答の時間を通して官民・区長間で意見交換が行われ、有意義な会議となりました。今後も町行政へのご協力をよろしくお願いします。

【総務課 総務行政班】



総会の様子



平成30年度 ふるさと寄付活用状況

ふるさと納税制度は「生まれ育ったふるさとに貢献・応援できる制度」として平成20年度に創設されました。これまで町内外の幅広い方々から多くの善意をいただきました。皆さまの温かいご支援に対し、心から感謝を申し上げます。

なお、お寄せいただいた寄付金の状況は以下のとおりです。平成30年度は、クマノザクラの保全に関する事業、学習用品（イス・机）の整備事業に活用しました。その他の事業への積立金についても残高の推移及び事業への充用効果などを見極めながら慎重に検討していきたいと考えています。

事業費明細

クマノザクラ保全推進改革策定事業 1,998,000円

学習用品整備事業 1,543,363円

※「事業指定なし」に対する寄付金より3,541,000円を活用
寄付金積立額明細（平成30年度末現在）

古座川の環境保全に関する事業 1,445,000円

森林整備及び水源かん養に関する事業 1,467,505円

社会福祉に関する事業 540,000円

教育・文化に関する事業 1,233,000円

集落の維持活性化に関する事業 1,831,000円

事業指定なし 5,024,932円

合計積立額（運用益除く） 11,541,437円

これからもご協力等をよろしくお願いします。

【総務課 企画財政班】



クマノザクラ

町の取り組み・出来事



みんながんばれ！運動会！！

5月23日、25日、26日に高池小学校、古座中学校、三尾川小学校で運動会・体育祭が開催されました。

いずれの運動会・体育祭も、保護者の皆様をはじめ、地域の方々にも多数参加いただき、大変盛り上がりをみせていました。子どもたちも、たくさんの方々からの応援に応え、競技やダンスに真剣に取り組んでいました。

【教育課 教育班】



高池小学校 ダンスの様子



古座中学校 徒競走の様子



三尾川小学校 一輪車演技の様子

地域おこし協力隊通信

地域おこし協力隊として、平成29年5月から七川地域で活動しています。

私の受入団体である七川ふるさとづくり協議会が主体となって進めている過疎対策事業『クマノザクラの名所ではじまる「つながり・ふれあい・助け合う」集落づくり』に携わっています。事業計画の作成にはじまり、事業拠点である夏目商店の整備、買い物支援バスへの付き添い、体験受入事業の企画・実施、インターネットを活用した情報発信、事業が円滑に進んでいくように事務作業等、活動内容は様々です。

地域おこし協力隊の任期は3年。協力隊員としての最後の年、よりいっそう七川地域を盛り上げていけるよう活動していきます。

七川ふるさとづくり
協議会

地域おこし協力隊
小山 陽平 さん





ボランティア教室の紹介

食推コーナー

各地域で行われている「ふれあいいきいきサロン」の食事会ですが、開催に向けて2か月に1回、奇数月の第2木曜日にメニューの提案と調理実習の場である「ボランティア教室」に参加しています。

「ボランティア教室」は、食推スタッフに限らず、地域のいきいきサロンで調理ボランティアとしてお手伝いして頂ける方を対象とした料理教室です。

メニューはその時期に採れる食材を中心に、栄養バランスにも配慮したものが選ばれています。次回からはこの教室で紹介されたメニューの中から、食推としておすすめするレシピをお伝えしていきたいと思います。



ボランティア教室の様子

廣西先生の 健 康寄席



第十四回 「フレイル対策について」

第十三回「フレイルって何?」の続きとなっています。

フレイル（虚弱、適切な介入で改善できる）対策としてまず重要なのは、何と言っても運動です。何もジムに通ったり、リハビリ施設で運動する必要はありません。まずは近所を散歩したり、階段を何回か往復するだけでも構いません。壁に手をついて、膝上げ運動を朝晩数十回するだけでも効果があります。最初は少しでもいいので、可能なら少しづつ増やしながら、毎日続けていくことが肝要です。太極拳なども効果が高いと思います。

よく膝や腰が悪い方から、運動ができなくて困るという話を伺いますが、痛みが出ないような運動を自分で探して、とにかく使える筋肉を鍛える工夫をしたいものです。毎晩寝る前に、踵を上げる背伸びを十回するだけでも効果があります。痛みがひどい場合は動けなくて弱ってしまうので、整形外科を受診して手術が必要なこともあるかもしれません。

また、家に閉じこもってしまわないように、近

所の人と世間話をしたり、町内会や神社やお寺のお世話をやったり、思い切って遠方へ旅行したり、何かの文化サークルに参加してみるといったことも積極的に行ってください。心のフレイルを予防するためのキーワードは、「楽しい」と、「人を世話」することです。心身一如といいますが、人間は心が活性化されると、身体も弱らないものです。また、人のために努力しているとき、自分自身は強くなるものです。誰かの役に立っていると思えるとき、誇りと自信を持つことができ、気持ちが充実するのだと思います。

また、白内障の方は早めに手術をしたり、耳が遠くなった方は自分にあった補聴器を使う、さらに高血圧や糖尿病などの病気がある方はきっちりと体調管理を行い、身体のために良いことはすべてやっていくつもりで健康管理をやっていただければと思います。

【健康福祉課 健康班】



広報こざがわ

●発行・編集 古座川町役場総務課／広報委員会 (代)0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

6月号 令和元年6月26日発行 ホームページ <http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/> Eメール info@town.kozagawa.lg.jp

広報こざがわ6月号